

中国地方広域連合調査特別委員会資料

(平成24年7月3日)

中国地方広域連合の検討状況について

【国の動き等】

- 国の出先機関改革に係るこれまでの国と中国5県の経緯について・・・・・・・・ 1 ページ
- 地域主権戦略大綱〔抜粋〕(平成22年6月22日閣議決定)・・・・・・・・ 2 ページ
- アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～
(平成22年12月28日閣議決定)・・・・・・・・ 5 ページ
- 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案(概要)・・・・・・・・ 9 ページ
- 市町村の意見反映の仕組み(案)・・・・・・・・ 15 ページ

【中国地方の動き】

- 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について
【合意内容】(平成24年6月1日中国地方知事会議で採択)・・・・・・・・ 17 ページ
- 中国地方知事会広域連合検討会報告書(平成24年6月1日)・・・・・・・・ 18 ページ
- 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度について
(平成24年6月1日中国地方知事会議で採択)・・・・・・・・ 25 ページ

【関西広域連合】

- 関西広域連合の設立趣旨及び経緯について・・・・・・・・ 27 ページ
- 関西広域連合設立案・・・・・・・・ 30 ページ

【参考資料】

- 広域連合について・・・・・・・・ 51 ページ

企 画 部

国の出先機関改革に係るこれまでの国と中国5県の経緯について

国	平成 22 年 6 月 22 日	<p><u>地域主権戦略大綱（閣議決定）</u></p> <p>⇒平成 22 年内に次の項目による「アクション・プラン」を策定する旨が明記された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の出先機関の事務・権限の地方移譲の取扱方針 ・ 地方移管の実現に向けた工程やスケジュール ・ 組織の在り方
	平成 22 年 12 月 28 日	<p><u>「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（閣議決定）</u></p> <p>⇒国の出先機関をブロック単位で受け入れる広域的实施体制の枠組み作りに係る法整備を行う旨が明記された。</p> <p>（その際、次の点に留意することとされた。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備すること。 （具体的意思を有する地域との間で、十分に協議・調整すること。） ・ 出先機関単位での全ての事務・権限の移譲（丸ごと移管）が基本であること。 ・ 全国一律・一斉にこだわらず、意思統一が図られた地域ごとに移譲すること。 ・ 平成 24 年通常国会への法案提出、平成 26 年度中の事務・権限移譲を目指すこと。
	平成 23 年 10 月 20 日	<p><u>第 13 回地域主権戦略会議</u></p> <p>⇒野田総理が、「アクション・プラン」は政府として決定した方針であり、政務レベルの調整も精力的に進め、次期通常国会に法案を提出するとの強い意思を表明された。</p>
中国 5 県	平成 23 年 10 月 26 日	<p><u>中国地方知事会議</u></p> <p>⇒広域連合を念頭にした事務レベルでの検討組織設立を合意した。</p>
	平成 23 年 11 月 28 日	<p><u>中国地方知事会広域連合検討会を設立した。</u></p>
国	平成 23 年 12 月 26 日	<p><u>第 15 回地域主権戦略会議</u></p> <p>⇒「広域的实施体制の枠組み（方向性）（案）」が了承された。</p> <p>経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補とする。</p>
	平成 24 年 4 月 27 日	<p><u>第 16 回地域主権戦略会議</u></p> <p>⇒「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」が了承された。</p>
	平成 24 年 5 月 16 日	<p><u>「アクション・プラン」推進委員会</u></p> <p>⇒「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）」が示された。</p>
中国 5 県	平成 24 年 6 月 1 日	<p><u>中国地方知事会議</u></p> <p>⇒広域連合設立に向けた検討を進めることを合意した。</p>
国	平成 24 年 6 月 8 日	<p><u>「アクション・プラン」推進委員会</u></p>

第 4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

1 改革に取り組む基本姿勢

（1）改革の理念

国の出先機関について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるという「補完性の原則」の下、①国民・住民にとっての国・地方の役割分担の最適化、②国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化・効率化、③ガバナンスの確保の三つの観点を踏まえ、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。

（2）実効性の確保

こうした理念の下での改革の実を挙げるため、改革の工程を明らかにし、実効に向けて必要となる種々の条件整備、新たな枠組みやルールの検討・具体化に早急に着手し、可能なものから、逐次、柔軟かつ段階的に実現していく。

2 改革の枠組み

（1）進め方の基本

国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直すこととし、地方自治体側を始め制度の利用者など広く関係各方面の意見等をも踏まえつつ、国と地方の役割分担の見直しに伴う事務・権限の地方自治体への移譲等を進めた上で、それに伴う組織の廃止・整理・合理化等の結論を得る。

（2）国と地方の役割分担の考え方

「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、国は、国が本来果たすべき役割（地方自治法第 1 条の 2 第 2 項）を重点的に担うこととなるよう、現行の国と地方の役割分担を見直す。

（3）個々の事務・権限の取扱い

国の出先機関の事務・権限については、国と地方の役割分担の考え方を踏まえ、「補完性の原則」に基づき、その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合（注）を除き、地方自治体に移譲することとし、地方の発意による選択的实施や広域的実施体制の整備状況をも考慮の上、地方自治体へ移譲するものや国に残すものなどの類型に区分した整理（「事務・権限仕分け」）を行う。

その際、地域主権改革に資するものであるかどうかの観点から、①国民・住民のニ

ーズや利便性、②地方の自主性・自立性の発揮、③地方自治体による総合行政の確立を総合的に勘案するものとする。

(注)「事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合」については、以下に掲げるものなど真にやむを得ないものに限定する。

- ① 複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域の実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの
- ② 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じるもの
- ③ 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
- ④ 事務・権限の的確な執行体制（人材、予算、知見の集積等）の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量等が微少であることにより、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ないもの

(4) 財源・人員の取扱い

(財源の取扱い)

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(人員の移管等の取扱い)

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）

(5) 柔軟な取組み

(地方の発意による選択的实施)

事務・権限の地方移譲の実効性を確保する観点から、事務・権限の特性にも留意しつつ、全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的实施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。

(広域的实施体制)

その際、都道府県や市町村の単位を前提とするもののみならず、広域性を有する事務・権限の地方移譲を推進し、その実効性を確保する観点から、関係する自治体間の意思決定や責任の所在の明確化にも留意しつつ、自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的实施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。

(6) 今後の改革の進め方

(事務・権限仕分けの進め方)

上記2の(3)の「個々の事務・権限の取扱い」に沿って、以下により、事務・権限仕分けを行う。

- ① 各府省は、地方自治体側の意見・要望等をも踏まえつつ、自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」)を行い、その結果を本年8月末までに地域主権戦略会議に報告する。
- ② 地域主権戦略会議は、当該「自己仕分け」の内容について精査を行い、地域主権戦略会議としての事務・権限仕分けを行う。
- ③ 事務・権限仕分けの区分については、次に掲げるパターンを基本とする。
 - A 地方自治体へ移譲するもの
 - a 全国一律・一斉に移譲するもの
 - b 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの
 - ① 現行の行政区域を前提とするもの
 - ② 都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの
 - B 個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの
 - ① 現行の行政区域を前提とするもの
 - ② 都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの
 - C 国に残すもの
 - a 独法化や民間委託化など実施主体の見直しを検討するもの
 - b 本府省への引上げを検討するもの
 - c 引き続き出先機関の事務・権限とするもの
 - D 廃止・民営化するもの

(「アクション・プラン(仮称)」の策定)

上記の事務・権限仕分けの結果を踏まえ、個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程やスケジュール並びに組織の在り方について明らかにする「アクション・プラン(仮称)」を年内目途に策定する。その際、地方自治体への移譲等については、地方自治体側の要望をも踏まえ、重点的に取り組むべき事項の速やかな実施を検討し、平成23年通常国会への法案提出も含め、可能なものから速やかに実施することを基本とする。

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～

平成22年12月28日
閣議決定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。その際、以下の点に留意しながら進める。

(1) 広域的实施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

(2) 事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

(3) 職員、財源に係る措置の在り方について

移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる。

また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保することとし、ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合には、税源移譲についても検討する。

(4) スケジュールについて

平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

(1)

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(1) 直轄道路

一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県・指定都市との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る道路を国と都道府県・指定都市の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、広域的に移動する道路利用者の視点に留意するとともに、関係市町村長の意見を聴く。

(2) 直轄河川

一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る河川を国と都道府県の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、河川管理は国民の生命・財産に影響を与えかねないものであることに留意し、住民の生命・財産の保護の責務を有する流域の関係市町村長の意見を聴く。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対

策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所（ハローワーク）について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

3 2以外の事務・権限については、1の体制が整うまでの間であっても、地方自治体の意見・要望を踏まえ、事務・権限の移譲を積極的に行う。

(1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については都道府県に移譲する。そのうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け（以下「自己仕分け」という。）において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A-a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成23年6月末までに整理する。

(2) 複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「A-b」又は「B」とされたもの等）については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的に移譲を進めることとし、これらの移譲を円滑に進めるため、地方自治体からの相談窓口を設ける等所要の体制の整備等を行う。

(3) (1) 及び (2) を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

4 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化を行う。

5 財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方自治体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり、進める。

(1) 財源の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(3)

(2) 人員の移管等の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）

国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（概要）

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用できる主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととする）について相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

(3) 移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
 - ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・ 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・ 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・ 6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・ 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - ・ 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項
- 等

6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、②の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手續と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）
- ② 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。
- ・ 移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
 - ・ 移譲対象特定地方行政機関の名称
 - ・ 特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあつては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
 - ・ 事務等移譲計画の目標
 - ・ 特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
 - ・ 移譲事務等の実施体制に関する事項として内閣府令で定めるもの
 - ・ 特定広域連合にあつては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項
- 等
- ③ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。
- ・ 事務等移譲基本方針に適合するものであること。
 - ・ 移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ・ 事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3（1）の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。
- ④ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込ま

れるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

- ⑤ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。
- ⑥ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
- ⑦ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑧ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

7 事務等の移譲

- ① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。
- ② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるもの限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）を政令で定めることができる。

- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制^(註)の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・ 条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
 - ・ 予算を調製しようとするとき。
 - ・ 実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
 - ・ 認定を受けた特定広域連合の重要事項であつて規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。
- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要

であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

(注) 広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。

市町村の意見反映の仕組み（案）

内閣府地域主権戦略室

1. 趣旨

移譲事務等を特定広域連合等が処理するに当たっては、当該特定広域連合等の区域内市町村の行政運営に一定の影響を及ぼすと考えられることから、事務等移譲計画の作成、移譲事務等の実施に関する計画の作成それぞれについて市町村の意見を聴くことに加えて、移譲事務等の処理に関し特定広域連合の長等と市町村関係者とが協議する場（以下「協議の場」という。）の設置を求めることとする。

2. 根拠

協議の場の設置が必要な旨を事務等移譲基本方針に定める。

3. 概要（イメージ）

協議の場の具体的な仕組みは、特定広域連合等が地域の実情を踏まえつつ柔軟に設定することが可能であるが、具体的なイメージとしては以下のものが考えられる。

（1）構成

特定広域連合を構成する構成団体の長、構成府県毎の市長会、町村会、市議会議長会及び町村議会議長会の各代表者

（2）協議の対象

移譲事務等の処理に関し市町村の行政運営に影響を及ぼすと考えられる事項のうち重要なもの

（3）招集等

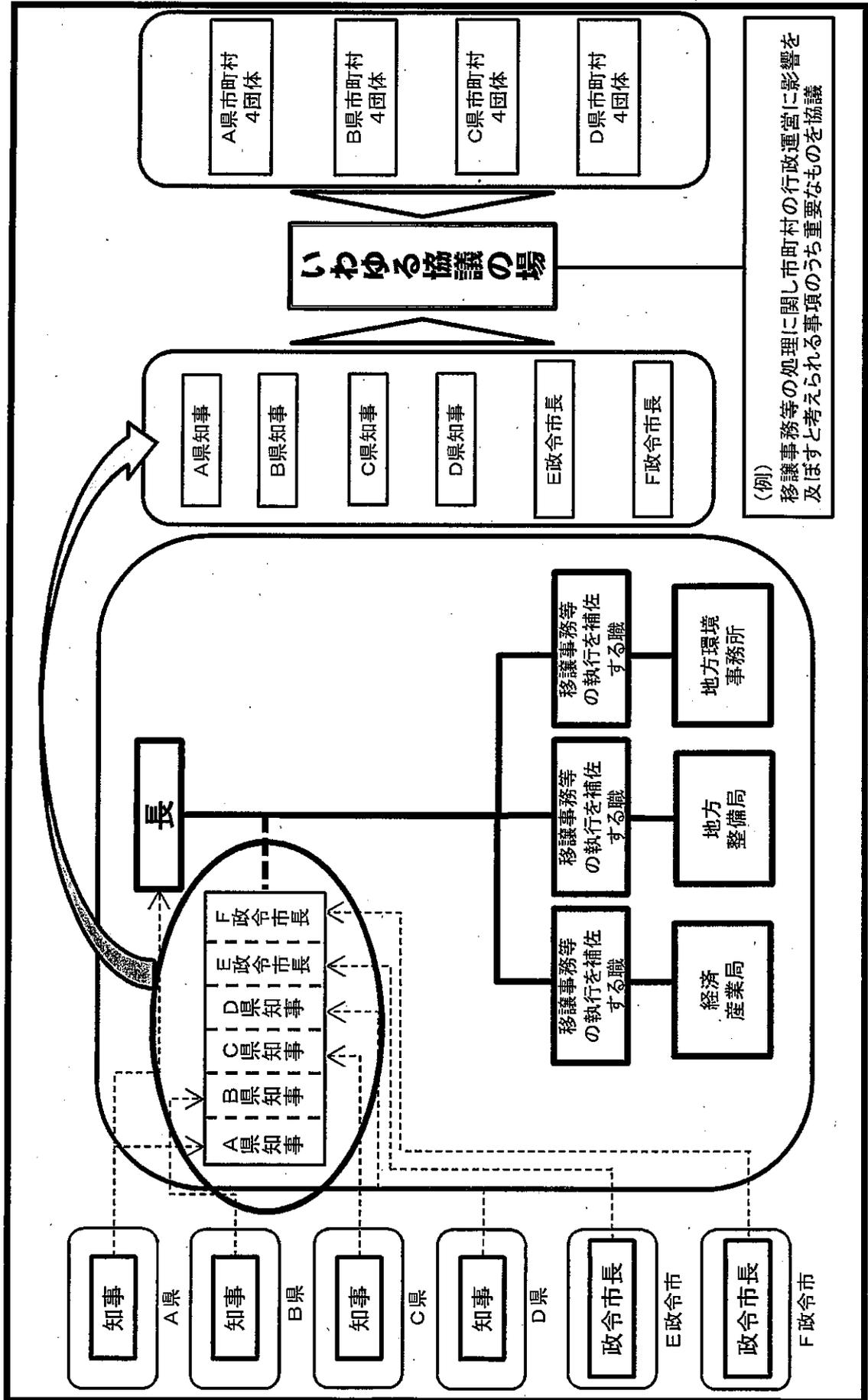
特定広域連合の長は、毎年度、一定回数、協議すべき具体的事項を示して協議の場を招集する（臨時に招集することも可能。）。

また、市町村関係者側から招集を求めることができる。

（4）協議結果の尊重

協議が調った事項については、協議の場に参加した者は、協議結果を尊重しなければならない。

市町村の意見反映の仕組み (イメージ)



国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について

【合意内容】

1 基本方針

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める。

2 特定広域連合を設立する場合のイメージ

(1) 設立のねらい

- 地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

(2) 移譲を受ける出先機関

- 当面、経済産業局を対象として移譲を受ける。
- 地方整備局及び地方環境事務所については、今後の検討対象とする。
- さらに次の段階では、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局及び農政局についても検討対象とする。

(3) 持ち寄り事務

- 広域連合で行うことにより、効果的・効率的な事務・事業の実施が可能となり、住民サービスの向上が見込めるという観点から、「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」を中心に詳細な検討を行う。

3 今後の進め方

- 合意内容について、各県において議会に説明した上で、国に対して意思表示を行う。

平成24年6月1日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	二井	関成

【報告書】

平成24年6月1日

中国地方知事会
広域連合検討会

《目 次》

I 趣 旨	1
II 特定広域連合設立の場合のイメージ	1
1 設立のねらい	1
2 処理する事務等	2
3 組織	3
4 財源	3
III 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度の課題等	4
1 国の役割の明確化	4
2 広域的实施体制の在り方	4
3 事務等移譲の在り方	4
4 職員・財源に係る措置の在り方	5
5 一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管	5
IV 今後の取組	5

I 趣旨

平成22年3月、国は、第2回地域主権戦略会議において、国の出先機関改革を、検討課題の1つに掲げ、その後、審議を重ねる中、全国知事会においても、同年4月、「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム(PT)」が中間報告を作成し、国の出先機関原則廃止に伴う地方における受入体制(広域連携の仕組み)等の検討結果を示した。

こうした中、中国地方知事会においては、同年5月に開催した知事会議において、中国地方としても、地域の実情を踏まえながら、国の出先機関廃止等に係る広域としての受入体制の検討に着手することとなり、広域連携検討会の調査研究項目として取り組んでいくこととした。

国は、同年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定し、その柱の1つである「国出先機関の原則廃止」については、同年12月に閣議決定した「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」において、平成24年通常国会に法案を提出することを目指すこととされた。

その後の国の検討は遅々として進まず、改革の停滞・後退を懸念していたところ、昨年10月に、野田総理から、地域主権改革を野田内閣の最重要課題の1つとして、総理自身が先頭に立って改革をやり抜くとの覚悟が示され、広域連合への移譲の方針が明らかにされたことから、中国地方知事会としても、出先機関の原則廃止を前に進めるため、同月に開催した知事会議において、広域連合について事務的に検討を進めることに合意した。

これを受けて、中国地方における広域連合の在り方及び中国地方における国の出先機関の事務・権限の受入れについて検討するため、昨年11月に広域連合検討会を設置したが、本報告書は、国の検討状況も踏まえながら、6回の検討会における検討結果について取りまとめを行うものであり、中国地方知事会における広域連合の検討の基礎資料とするものである。

II 特定広域連合設立の場合のイメージ

1 設立のねらい

- ・国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- ・併せて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

中国地方の地域ニーズへの迅速かつ的確な対応、住民ガバナンスの強化や二重行政の解消を図るため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。

併せて、中国地方における広域的な地域課題の解決により効果的かつ効率的に取り組む体制を構築する。

2 処理する事務等

○ 移譲検討対象出先機関

・現在国において移譲対象として検討が進められている経済産業局・地方整備局・地方環境事務所の3機関を中心に検討を行い、以下のとおり論点整理を行った。

- ・地方整備局については、広域的な調整を要する基幹的な道路や大規模河川等が一定の整備水準に達した後に移譲を受けることを念頭に、市町村とも調整を行う必要があるという意見や、地方環境事務所については、中四国を管轄区域としており、四国との調整が必要であるとの意見があった。
- ・この他、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局、農政局について、次の段階での検討対象としてはどうかとの意見があった。

○ 持ち寄り事務

分野	事務の名称・内容
広域防災	①大規模広域的災害発生時の調整等 ②「広域防災計画」の策定 ③共同防災訓練の実施 ④防災分野の人材育成 ⑤救援物資の共同備蓄の検討・実施
広域医療	⑥広域的なドクターヘリの運航調整

- ・地方自治法上、広域連合の設立に必要な持ち寄り事務については、これまで中国5県において広域連携により実施してきた事務を中心に、広域連合で行うことにより、さらに効果的・効率的な事務・事業の実施が可能なもの、住民サービスの向上が見込まれるものを検討した。
- ・具体的には、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等広域職員研修及び中山間地域対策の8分野について、各県において事業部局とも協議・調整の上、広域連合の事務としてふさわしいものを分野や事務の名称・内容について5県の提案内容を取りまとめた。
- ・その結果、「広域防災」及び「広域医療」の分野に係る6事務について、5県で持ち寄ることが可能との結論を得た。

・これらの事務を広域連合で行うことにより、次の効果が期待できる。

- (1) 広域防災分野については、「広域防災計画」の策定や広域防災訓練の実施、防災分野の人材育成、救援物資の共同備蓄の検討・実施により、具体的な実施体制が確立され、大規模広域的災害への対応力の向上が期待できる。また、大規模広域的災害等発生時においては、その調整等（他ブロック等との調整を含む。）を常設の事務局が一元的に行うことにより、更に迅速な対応と的確な調整が可能となる。
- (2) 広域医療分野については、広域的なドクターヘリの県境に関わらない運航範囲の設定や出動要請の調整等により、効果的、効率的な運航が期待できる。

・なお、事務内容等の詳細については、今後、各県担当部局間で調整を図る。

・また、この他に、外国人観光客誘致に係る連携（広域観光・文化振興）、准看護師、登録販売者、調理師の各試験問題の共同作成（資格試験・免許等）、中山間地域の振興に係る共同研究（中山間地域対策）などについては、引き続き検討していく。

3 組織

・地方自治法に基づき、広域連合に必要な機関のほか、特例制度に基づき、特定広域連合として必要な機関を設けるが、簡素で効率的な組織を原則とする。

- (1) 広域連合議会を置く。
- (2) 特定広域連合に長を置く。
- (3) 特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする会議を置く。
- (4) 選挙管理委員会、監査委員、人事委員会を置く。
- (5) 本部事務局（総務企画）及び分野事務局（広域防災、広域医療）を置くことについて検討する。

4 財源

- ・各県からの持ち寄り事務及び運営に要する経費は、構成団体からの分賦金を充てる。
- ・国の出先機関の事務・権限の移譲を受けて執行する事務に係る財源については、必要な額の確保を国に求める。

Ⅲ 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度の課題等

・国の特例制度については、いくつもの問題を内包しており、以下のとおり論点整理を行った。

1 国の役割の明確化

国の出先機関の事務・権限には、全国的な観点から優先順位を定め、予算の配分や調整を行っているものや、国が出先機関を通じて地方の状況を把握しているものがある。地方に移譲された際には、こうした国の政策に関わる役割がどのようになるのか、明らかにされていない。国が引き続き果たすべき役割や、国と地方の新しい責任分担など、重要な課題について適切に解決されることが必要であり、国の考え方を早期に示すこと。

2 広域的实施体制の在り方

・執行機関の在り方

特定広域連合には、事務等移譲計画毎に、移譲事務等に関し特定広域連合の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する職を置くとされているが、その設置については、地方の自主性・主体性に委ねるべき。

・区域の在り方

特定広域連合の区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括しなければならないものとするとしているが、柔軟な制度設計とすべき。

・効果的・効率的な広域行政の推進

特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることとされているが、移譲事務との関連性については、地方の自主性・主体性に委ねるべきであり、移譲の条件とすべきではない。

移譲対象出先機関の検討状況に合わせ、政令市の加入についても検討することとする。

3 事務等移譲の在り方

・移譲対象となる事務等

移譲対象出先機関単位ですべての事務等を移譲することを基本とすること。移譲の例外とする事務が存する場合は最小限とすること。

・移譲のための措置

移譲事務等が特定広域連合などの区域外の地域においては、引き続き国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、事務区分については原則として法定受託事務とするとされている。また、国による関与（協議、同意、許可・認可・承認、指示等）や並行権限行使を必要に応じて柔軟に設

けるなどとされている。さらに、特定広域連合等は、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならないとされている。

これらについて、まず、移譲事務等は、原則自治事務とすべきであり、仮に法定受託事務とするとしても、時限的な措置とすべきである。また、国による関与や並行権限行使についても最小限のものとし、類型外の関与は原則として設けるべきではない。なお、国へ並行権限を付与する場合は、地方と協議して適用基準の整理を行うべきである。さらに、事業計画の策定に係る大臣の同意についても、必要な内容は最小限のものとするべきである。また、「当分の間」とあるが、期間の終期を設定すべきである。

4 職員、財源に係る措置の在り方

・ 人員の移管

国において要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とするとされ、詳細は人材調整準備会合で検討されるものであるが、必要な要員数、人員構成、移管に伴う財源措置について、地方の意見を踏まえた上で、早急に方向性を明らかにすること。

・ 財源

移譲事務等の実施に要する財源については、改革の理念に沿った必要な措置を講ずることとされているが、業務を適時適正に実施するため、必要かつ十分な財源措置を講じること。また、この財源措置において、国は、早期に財源フレームを明らかにすること。

5 一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管

「アクション・プラン」に掲げている直轄道路・直轄河川など、一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管についても、同時並行で早急に取り組むこと。

IV 今後の取組

今後、広域連合を設立する場合のスケジュール感としては、国が示している特例制度には多くの課題等があり、その解決を国に求めていく必要がある一方で、中国地方において、国が目指している平成26年度中の事務・権限の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、広域連合の設立について、更なる具体的な検討を深めていく。

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度について

政府は、平成22年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定し、その柱の1つである「国出先機関の原則廃止」については、同年12月に閣議決定した「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」において、今通常国会に法案を提出することを目指すこととされた。

その後の政府の検討は、遅々として進まず、地方としては改革の停滞・後退を懸念していたところ、昨年10月に、野田総理から、地域主権改革を野田内閣の最重要課題の1つとして、総理自身が先頭に立って改革をやり抜くとの覚悟が示され、広域連合への移譲の方針が明らかにされたところである。

中国地方知事会としても、出先機関の原則廃止を前に進めるため、国の検討状況も踏まえながら、広域連合の設立に向けた取組を進めているところである。

しかしながら、先般、地域主権戦略会議で了承された「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」やその後示された法案骨子については、我々から見て、国の強い関与や不明確な財源など、いくつもの問題を内包しており、「地域のことは地域で決める」という地域主権改革の本来の趣旨と合致しないものとなるおそれがある。

さらに、移管する業務の範囲の決定については先送りされるとの懸念がある。

政府においては、「一丁目一番地」の政策であるとうたった地域主権改革を成し遂げ、真の分権型社会を実現するため、出先機関の原則廃止を確実に実行するとともに、関係法案の立案や詳細な制度設計に当たっては、我々地方の意見に十分に耳を傾け、地域の実情に応じた国の出先機関の事務・権限の移譲等が行われるよう、次の事項について強く要請する。

1 国の役割の明確化

国の出先機関の事務・権限には、全国的な観点から優先順位を定め、予算の配分や調整を行っているものや、国が出先機関を通じて地方の状況を把握しているものがある。地方に移譲された際には、こうした国の政策に関わる役割がどのようになるのか、明らかにされていない。国が引き続き果たすべき役割や、国と地方の新しい責任分担など、重要な課題について適切に解決されることが必要であり、国の考え方を早期に示すこと。

2 執行機関の在り方

特定広域連合には、事務等移譲計画毎に、移譲事務等に関し特定広域連合の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する職を置くとされているが、特定広域連合の組織については、地方の自主性・主体性が発揮できるようにすること。

3 区域の在り方

特定広域連合の区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括しなければならないものとするとしているが、柔軟な対応が図られるようにすること。

4 効果的・効率的な広域行政の推進

特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることとされているが、移譲事務との関連性については、移譲の条件とはせず、地方の自主性・主体性に委ねること。

5 移譲対象となる事務等

移譲対象出先機関単位ですべての事務等を移譲することを基本とすること。なお、移譲の例外とする事務が存する場合は最小限とすること。

6 国の関与等

国による関与（協議、同意、許可・認可・承認、指示等）や並行権限行使を必要に応じて柔軟に設けるなどとされているが、最小限のものとする。また、移譲事務等に対する事業計画についても、同意が必要な内容は最小限のものとするとともに、同意を得る期間の終期設定を検討すること。

移譲事務等は原則自治事務とすべきであり、仮に法定受託事務とするとしても、それは当面の時限的な措置とし、見直しを検討すること。

7 人員の移管

国において要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とするとされ、詳細は人材調整準備会合で検討されるものであるが、必要な要員数、人員構成、移管に伴う財源措置について、地方の意見を踏まえた上で、早急に方向性を明らかにすること。

8 財源

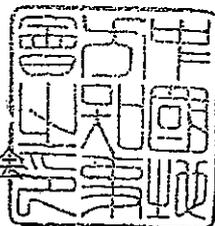
移譲事務等の実施に要する財源については、改革の理念に沿った必要な措置を講ずることとされているが、業務を適時適正に実施するため、必要かつ十分な財源措置を講じるとともに、早期に財源フレームを明らかにすること。また、財源措置について不服がある場合は、特定広域連合から内閣総理大臣へ意見書等の提出ができるよう手続の整備を検討すること。

9 一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管

「アクション・プラン」に掲げている直轄道路・直轄河川など、一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管についても、同時並行で早急に取り組むこと。

平成24年6月1日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

関西広域連合の設立趣旨及び経緯について

平成24年7月3日
企 画 課

1 関西広域連合設立の趣旨

(1) 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、一向に進まない国の地方分権改革をただ待つのではなく、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりに向け、関西が全国に先駆けて立ち上がり、地方分権改革の突破口を開く。

(2) 関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）

関西全体の広域行政を担う責任主体を確立するため、既存の広域連携の取組とは異なる、執行機関と議会を有する新たな行政主体を設立し、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域的な救急医療連携、地球温暖化や自然保護等の環境対策、交通・物流基盤の一体的な運営管理等に取り組む。

(3) 国と地方の二重行政を解消する（国の地方支分部局の事務の受け皿づくり）

各自治体の財政状況がより一層厳しさを増すなか、各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、地方支分部局を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務について移譲を受けて、広域連合議会の監視のもとで広域連合が一元的に事務を担い、国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体として、スリムで効率的な行政体制への転換を目指す。

2 関西広域連合設立の経緯

(1) 研究会等における検討

- ① 関西では、地方の自立と自己責任を確立する地方分権体制へと、この国を変えていく検討を中央に任せるのではなく、関西の特色を活かせるような地方分権のあり方を自ら検討しようと、従来から「関西広域連合」設立に関する検討に取り組んできていた。
- ② 具体的には、関西の府県・政令市と経済団体の参加によって設置された「関西分権改革研究会」（平成15年7月設置）からスタートした。その後、この官民共同の検討組織は、「関西分権改革推進委員会」、「関西分権改革推進協議会」と段階的に発展し、既存の広域連携組織を統合して関西広域機構が発足した（平成19年7月）。同機構に設置された分権改革推進本部において、本格的に関西広域連合の検討が行われることとなった。

名 称	構 成 員	設置時期
関西分権改革研究会	副知事、政令市の助役・副市長、経済団体関係者、学識経験者	平成15年7月
関西分権改革推進委員会	副知事、政令市の助役・副市長、経済団体関係者、学識経験者	平成17年4月
関西分権改革推進協議会	知事、政令市長、経済団体の長	平成18年7月
関西広域機構分権改革推進本部	知事、政令市長、経済団体の長、関西広域機構会長	平成19年7月

(2) 関西広域機構分権改革推進本部における基本的な検討

第1回本部会議 (平成19年10月)	○「早急に、実現可能な広域連合案の合意を目指して、処理する事務、財源・組織体制等について検討を進める」ことを合意した。
第2回本部会議 (平成20年3月)	○「次回本部会議で広域連合の設置に関する基本合意を行い、設置に向けた詳細検討に移行することを目指す」ことを申し合わせた。
第3回本部会議 (平成20年7月)	○「これまでの検討の段階から設立に関する具体的準備を進める段階に移行することを基本合意する」ことを申し合わせた。
第4回本部会議 (平成21年3月)	○「関西広域連合の設立時期について、平成21年中を目指す」ことを合意した。 ○「関西広域連合」への参加については、「次回本部会議において、知事・市長としての意向を明らかにし、これを踏まえて「関西広域連合設立案」を決定し、設立に向けた準備を進める」ことなどを申し合わせた。
第5回本部会議 (平成21年8月)	○「特別委員会を設置するなど議会との議論が本格化しているので、関係府県により更なる検討・調整を行い、議会との十分な議論を行う中で、早期の規約案の上程に向けた具体的な準備を進める」こと、「分権改革推進本部はこの進捗状況を踏まえ、次回本部会議において関西広域連合設立案を定める」ことなどを申し合わせた。

※鳥取県においては、平成21年6月定例県議会の全員協議会で、関西広域連合設立の検討について報告を行った後、特別委員会等で調査・審議をいただいた。

(3) 設立に向けた具体的な検討

関係府県知事会議 (平成22年1月)	○関係2府6県(三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、徳島)による関係府県知事会議を開催した。 ○①平成22年2月の各府県議会の特別委員会で「関西広域連
-----------------------	--

	<p>合設立案」を説明し、議会における議論を深めていくこと、</p> <p>②設立時期については、平成22年中の適切な時期に各府県が足並みを揃えて規約案を各府県議会に提案できるようにしていくこと等を確認した。(三重県は設立当初の参加を見送り)</p> <p>○「早急に、実現可能な広域連合案の合意を目指して、処理する事務、財源・組織体制等について検討を進める」ことを合意した。</p>
<p>第6回本部会議 (平成22年8月)</p>	<p>○「関西広域連合規約案」及び「関西広域連合設立案」を決定した。</p> <p>○基本的には、2府5県(滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、徳島)が足並みを揃えて、各府県の9月議会に関係議案を提出できるよう努力していく」ことで一致した。</p>
<p>設立許可 (平成22年12月)</p>	<p>○2府5県の9月議会での関係議案の議決を経て、11月1日、総務大臣に設立許可の申請を行い、12月1日に関西広域連合を設立した。</p>

関西広域連合設立案

I 設立の趣旨等

関西は、古くより日本の中心として、厚みのある歴史・文化遺産、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域であるが、東京を中心とした中央集権体制により、その強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も低下し続けている。

こうした流れを断ち切るためには、制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を作り上げていくことが重要である。

以上のような観点から、自主・自立の関西を実現するための具体的な手段として、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の2府5県は、府県民、府県議会の議論を経て、ここに関西広域連合（以下「広域連合」という。）を設立する。

1 設立のねらい

(1) 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、一向に進まない国の地方分権改革をただ待つのではなく、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりに向け、関西が全国に先駆けて立ち上がり、地方分権改革の突破口を開く。

(効果)

- ・ 国の地方支分部局の廃止による権限移譲の受け皿を備えることにより、地方への権限移譲が推進される。
- ・ 地方公共団体である広域連合が国から移譲を受けて実施する事務を住民監視のもとで自己決定、自己責任により実施することができる。

(2) 関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）

関西全体の広域行政を担う責任主体を確立するため、既存の広域連携の取組とは異なる、執行機関と議会を有する新たな行政主体を設立し、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域的な救急医療連携、地球温暖化や自然保護等の環境対策、交通・物流基盤の一体的な運営管理等に取り組む。

(効果)

- ・ 東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備、広域的な救急医療連携の充実などを通じて住民の安全・安心が高まる。
- ・ 関西の観光資源の連携による観光客誘致、関西全体をにらんだ戦略的な産業振興施策の実施などを通じて地域が活性化する。
- ・ 交通・物流基盤の一体的な管理運営などにより、運営の効率化が図られ、国際競争力や利用者の利便性が向上する。

(3) 国と地方の二重行政を解消する（国の地方支分部局の事務の受け皿づくり）

各自治体の財政状況がより一層厳しさを増すなか、各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、地方支分部局を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務について移譲を受けて、広域連合議会の監視のもとで広域連合が一元的に事務を担い、国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体として、スリムで効率的な行政体制への転換を目指す。

（効果）

- ・ 国と地方それぞれが担ってきた道路・河川などの事務を地方において一元的に処理することにより、当該事務に関する権限と責任の所在が明確になる。
- ・ 一元的な事務処理を通じて効率的な執行が可能になる。

2 基本方針

(1) まず一歩を踏み出す（早期に実施可能な事務から取り組む）

本格的な広域行政の実現に向けた第一歩として、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、早期に実現可能な事務から順次取り組む。

(2) 生活者重視の運営を行う（住民生活に直結する事務から取り組む）

広域連合が住民生活の向上に寄与するものとなるよう、各団体に共通する行政課題のうち、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、ドクターヘリを活用した広域的な救急医療連携の仕組みづくりなど、住民の生活に身近な事務に重点を置いて実施する。

(3) 柔軟な参加形態とする（早期設立と全団体参加への道筋）

各団体の地勢、財政の状況、各事業のこれまでの取組等の様々な事情を踏まえ、分野ごとの部分参加、参加事務の段階的拡充、広域連合設立後の新規参加を可能とするほか、設立当初からの参加が難しい県や政令市との協議の仕組みを構築する。

(4) 簡素で効率的な執行体制とする（既存の組織を活用する）

各団体等の既存組織の活用やそれらとの連携を図ることにより、簡素で効率的な組織体制や事業執行体制の確立を目指す。

また、広域連合の設立によって、各府県・政令市を含む基礎自治体の事務が効率性・経済性を損なうことがないように留意する。

(5) 成長する広域連合を目指す（実施する事務を順次拡大する）

広域連合設立当初の事務の蓄積を踏まえ、順次、事務の拡充や、新たな分野として

広域交通・物流基盤整備などを実施することを検討する。

また、国の地方支分部局の事務の移譲を受けて一元的に処理するとともに、成長する広域連合として実施する事務を順次拡大する。

(6) これまでの広域連携の取組を発展させる（官民連携の蓄積を生かす）

広域連合と関西広域機構が車の両輪となって相互連携を図り、官民連携事業の仕組みを再構築することにより、これまで関西の自治体・経済界により取り組まれてきた多彩な広域連携事業のさらなる発展を目指す。

3 道州制との関係 ～待ったなしの分権改革～

広域連合は府県との併存を前提とした設置根拠も道州とは異なる組織であり、広域連合がそのまま道州に転化するものではない。

地方分権改革を直ちに進めるため、国の出先機関改革の具体化が迫るなか、関西においては、現行制度のもとでの府県の主体的な取組により、府県では受けることのできない広域的な事務、権限の受け皿となる広域連合制度の活用を目指す。

道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方については、今後、関西広域連合の活動実績を積み重ねたうえで、当然のことながら関西自らが評価し検討していくものである。

(広域連合と道州制の制度比較表)

	複数府県による広域連合	道州制
設置の根拠・位置づけ	現行の地方自治法に基づく特別地方公共団体	新たな法律に基づく広域行政体
府県制度との関係	存続（広域連合と併存）	廃止

II 実施事務

1 基本的考え方

広域連合では、広域的な行政課題に関する事務のうち、基礎自治体や府県よりも広域の行政体が担うべき事務を処理する。

(広域連合で処理する事務のメルクマール)

- ① 広域連合で処理することにより住民生活の向上が期待できる事務
- ② 広域連合で処理することにより行政効果の向上が期待できる事務
- ③ 広域連合で処理することにより効率的な執行が期待できる事務
- ④ 国が担っている事務のうち、権限移譲を受けて実施することで関西の広域課題の解決に資する事務

2 設立当初の事務

将来、国の地方支分部局から事務移譲を受けて実施することを念頭に置き、まず体制づくりを優先することとし、設立から概ね3年の間に実現可能な事業に取り組む。

分野	事務の内容
広域防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域防災計画」の策定 ○ 災害発生時の相互応援体制の強化 (相互応援協定の実施要綱作成・運用) ○ 近畿府県合同防災訓練の実施 ○ 防災分野の人材育成 ○ 救援物資の共同備蓄の検討・実施 ○ 広域的な新型インフルエンザ対策の検討・実施 ○ 広域防災に関する検討・実施
広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西観光・文化振興計画」の策定 ○ 広域観光ルートの設定 ○ 海外観光プロモーションの実施 ○ 「関西地域限定通訳案内士 (仮称)」の創設 ○ 「通訳案内士」(全国)の登録等 ○ 関西全域を対象とする観光統計調査 ○ 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一
広域産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西産業ビジョン」の策定 ○ 関西における産業クラスターの連携 ○ 公設試験研究機関の連携 ○ 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施 ○ 新商品調達認定制度によるベンチャー支援
広域医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域救急医療連携計画」の策定 ○ 広域的なドクターヘリの配置・運航 ○ 広域救急医療体制充実の仕組みづくり
広域環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域環境保全計画」の策定 ○ 温室効果ガス削減のための広域取組 ○ 府県を越えた鳥獣保護管理の取組 (カワウ対策)

分野	事務の内容
資格試験・免許等	○ 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等 ○ 准看護師に係る試験実施・免許交付等
広域職員研修	○ 広域職員研修の実施
その他	○ 広域にわたる行政の推進に係る政策の企画及び調整 ・ 関西における広域的計画の総合調整 ・ 交通・物流基盤整備（関西広域交通・物流基盤整備計画）の検討 ・ 行政委員会事務の共同化検討

3 順次拡充する事務

設立当初から処理している事務を拡充するほか、新たに処理する本格的な事務や、国から権限移譲を受けることを想定している事務に関連する府県・政令市の事務を広域連合に移管して実施する。

新たに処理する事務については、設立当初においても、その基本方向や可能性の検討を行う。また、交通・物流基盤整備とも関連のある関西における広域的計画について、近畿圏広域地方計画、社会資本整備重点計画等のフォローアップ、国への意見提出などに取り組む。

	分野	事務の内容
設立当初で処理する事務の拡充 (例示)	広域防災	○ 自然災害以外の緊急事態を含む大規模な総合防災訓練の実施 ○ 府県消防学校の一体的な運営
	広域観光・文化振興	○ 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の試験実施、登録等 ○ 「通訳案内士（全国）」の登録等
	広域産業振興	○ 関西における産業クラスターの連携（プロジェクト実施） ○ 公設試験研究機関の一体的な運営（研究テーマの調整など）
	広域医療	○ 広域的なドクターヘリの配置・運航（拡充）
	広域環境保全	○ カワウ以外の野生鳥獣に関する保護管理の取組 ○ 廃棄物対策の広域化
	資格試験・免許等	○ 処理する事務範囲の段階的な拡大（調査検討）
	広域職員研修	○ 広域的職員研修の段階的拡充
新たに処理する事務 (例示)	交通・物流基盤整備	○ 交通・物流基盤整備に関する事務（調査研究） ・ 大阪湾内諸港をはじめとする港湾の一体的な管理運営 ・ 関西3空港の一体的な管理運営 ・ 国道・河川の一体的な計画、整備、管理
	行政委員会事務	○ 処理事案等が広域である都道府県の行政委員会事務の共同実施

4 国の地方支分部局からの移譲事務

国の地方支分部局が実施している事務のうち、本省において実施すべきものや、府県・政令市において国から事務移譲を受けて実施するものを除き、関西の広域課題の解決に資する、府県域を越える事務について、国から事務移譲を受けて一元的に処理することにより、国と地方の二重行政を解消する。

また、新たに処理する本格的な事務として、国から権限・財源の移譲を受けることにより、広域交通・物流基盤整備の事務を実施する。

加えて、設立当初から処理している各分野において、国から事務移譲を受けて処理することにより、事務のさらなる拡充を図る。

今後、地域主権戦略大綱に則って進められている「国の出先機関の原則廃止」に関する取組を踏まえ、府県域を越える事務について広域連合への速やかな移譲実施を国に求めていく。

	分野	事務の内容
国の地方支分部局からの移譲事務 (例示)	地方厚生局	○ 医療法人(広域)等の監督 ○ 中小企業等協同組合(広域)の許可 ○ 消費生活協同組合(広域)の許可、認可、承認 など
	地方農政局	○ 都市農村交流に関する事務 など
	経済産業局	○ 新規産業の環境整備に関する事務(産業クラスター) ○ 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ○ 国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 ○ 鉱業権の出願・登録等に関する事務 ○ 電気・ガス事業の許認可、監査に関する事務 など
	地方整備局	○ 直轄国道(広域)の整備・管理 ○ 直轄河川(府県を越える)の整備・管理 ○ 直轄砂防等に係る工事・管理 ○ 国土計画等に係る調査・調整 ○ 建築基準法の施行事務(確認検査機関の指定等) など
	地方運輸局	○ 観光振興等
	地方環境事務所	○ 各種リサイクル法(家電、容器包装)に基づく報告徴収、立入検査等の事務 など
新たに処理する事務 (国に移譲を求め る事務の 例示)	広域交通・ 物流基盤 整備	○ 大阪湾内諸港の一体的な管理運営 (港湾の整備(防波堤・主航路・大型外貿ターミナル・幹線臨港道路等)に関する事務 など) ○ 関西3空港の一体的な管理運営 (空港の設置及び管理運営 など) ○ 国道・河川の一体的な計画、整備、管理 (近畿圏広域道路整備基本計画の策定、地方整備局が管理する直轄国道の計画・整備・管理・運営 など)
設立当初 で処理す る各分野 における 事務の更 なる拡充 (国に移 譲を求め る事務の 例示)	広域観光・ 文化振興	○ VJC(ビジット・ジャパン・キャンペーン)など国関連施策の事業費の配分(観光庁) ○ 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく、観光圏整備実施計画及び同変更実施計画の認定(観光庁) ○ 国直轄管理道路における道路標識の整備基準の策定(関西全域を対象とする観光案内表示の統一基準との整合性確保)(国土交通省)
	広域産業 振興	近畿経済産業局が実施する産業振興に係る事務のうち、府県が実施するよりも広域連合が関西全体を視野に実施するほうが高い効果が得られると考えられる事務 ○ 新規産業の環境整備に関する事務 (産業クラスター支援(連携に係るもの))

III 組織

1 基本的考え方

(1) 合議による組織運営（広域連合委員会の設置）

構成団体の多様な意見を的確に反映するとともに、各構成団体の長の主導のもとに各分野の事務事業を迅速に推進するため、構成団体の長が各分野の担当委員となる「広域連合委員会」を設置する。

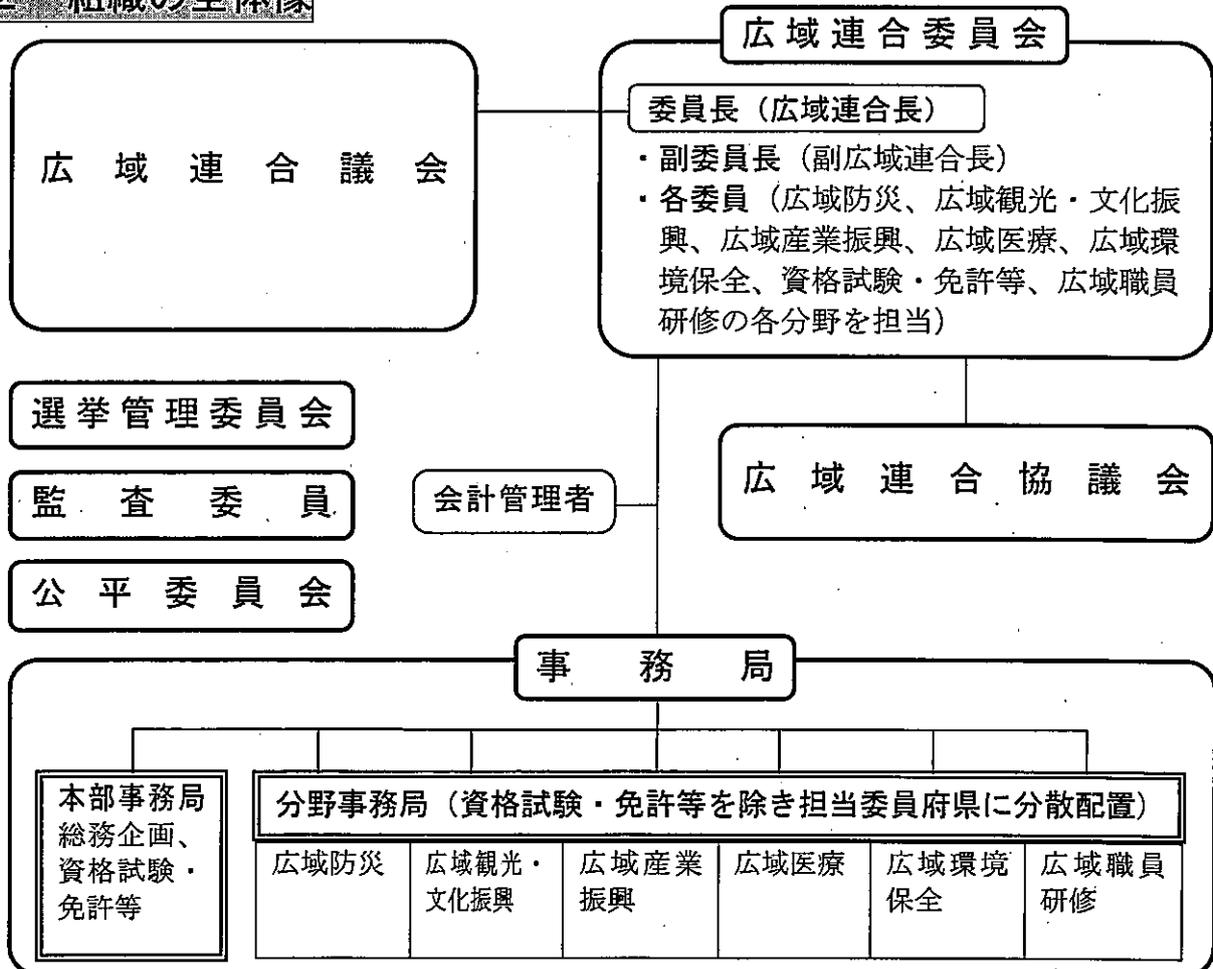
(2) 官民連携の仕組みの活用（広域連合協議会の設置）

広域連合の実施事業等のもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について、住民等から幅広く意見を聴取し協議を行うため、「広域連合協議会」を設置する。

(3) 簡素で効率的な事務局組織

広域連合委員会の担当委員（知事）府県における事務事業の実施を基本に、簡素で効率的な組織とすることとし、総務企画及び資格試験・免許等の事務を所管する本部事務局を設置するとともに、その他の分野の事務を所管する分野事務局を担当委員府県に設置し、府県職員が広域連合職員を兼務する。

2 組織の全体像



3 広域連合長等

(1) 趣旨

広域連合の執行機関として、広域連合を代表する広域連合長とともに、広域連合長を補佐する副広域連合長と、広域連合の会計事務をつかさどる会計管理者を置く。

(2) 設置概要

ア 広域連合長

	内 容
事 務	広域連合を代表し、運営上の基本方針及び処理方針を決定するとともに、実施する事業を総理し、最終的な責任を負う。 委員長として広域連合委員会を総理する。
設置根拠	広域連合規約
任 期	2年（ただし、構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。）
選任方法	構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙

イ 副広域連合長

	内 容
事 務	広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 副委員長として、広域連合委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
設置根拠	広域連合規約
任 期	2年（ただし、構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。）
選任方法	広域連合長以外の構成団体の長のうちから、広域連合長が選任

ウ 会計管理者

	内 容
事 務	現金の出納及び保管、小切手の振出し、有価証券・物品の出納及び保管、支出負担行為に係る確認、決算の調製 等
設置根拠	地方自治法第292条において準用する同法第168条
選任方法	広域連合長が任命

4 広域連合委員会

(1) 趣旨

広域連合の運営上の重要事項に関する基本方針及び処理方針を広域連合長が決定するにあたり、構成団体等の多様な意見を反映させるとともに、構成団体の長の主導のもとに各分野の事務事業を迅速に推進するため、各府県知事が事務分野毎の「担当委員」として執行責任を担う仕組みとして、関西広域連合独自の広域連合委員会を設置する。

また、広域連合委員会には、密接な連携を図る必要がある地方公共団体（「連携団体」）の長が出席し、意見を述べるができるものとする。

(2) 設置概要

	内 容
構 成 員	構成団体の長
協議事項	広域連合の重要施策に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規約案、条例案に関する事項 ・ 広域計画、事業分野別計画に関する事項 ・ 予算、決算に関する事項 ・ 広域連合の今後の事業展開に関する事項 等
開催回数	年数回程度
設置根拠	広域連合規約

(3) 委員の区分、任期、定数等

	内 容								
委員の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員長（広域連合長） ○ 副委員長（副広域連合長） ○ 委員（構成団体の長、それぞれ次の分野の事務を総括） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">広域防災：兵庫県知事</td> <td style="width: 50%;">広域観光・文化振興：京都府知事</td> </tr> <tr> <td>広域産業振興：大阪府知事</td> <td>広域医療：徳島県知事</td> </tr> <tr> <td>広域環境保全：滋賀県知事</td> <td>資格試験・免許等：大阪府知事</td> </tr> <tr> <td>広域職員研修：和歌山県知事</td> <td></td> </tr> </table> <p>*事務分野の拡充や参加団体の増加等に合わせて、必要な見直しを行う。</p>	広域防災：兵庫県知事	広域観光・文化振興：京都府知事	広域産業振興：大阪府知事	広域医療：徳島県知事	広域環境保全：滋賀県知事	資格試験・免許等：大阪府知事	広域職員研修：和歌山県知事	
広域防災：兵庫県知事	広域観光・文化振興：京都府知事								
広域産業振興：大阪府知事	広域医療：徳島県知事								
広域環境保全：滋賀県知事	資格試験・免許等：大阪府知事								
広域職員研修：和歌山県知事									
任 期	構成団体の長としての任期								
身 分	非常勤								
報 酬	無報酬（旅費の費用弁償あり）								
定 数	構成団体の長の数								
選任方法	構成団体の長の充て職								
そ の 他	連携団体の長は委員会において意見を述べるができる。								

5 広域連合議会

(1) 趣旨

広域連合の議事機関（議決機関）として、地方自治法で定められた議決事件（条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等）の議決、選挙（議長、選挙管理委員会委員等）、検査、監査の請求、意見書の提出等、普通地方公共団体と同様の権限を有する広域連合議会を設置する。

(2) 組織・運営の概要

ア 議員の選出方法

構成団体の議会において、各議会の議員から選挙する。

イ 議員定数及び各構成団体への配分

(7) 基本的な考え方

設立当初は簡素で効率的な必要最小限の体制とし、将来的に事務の拡充や参加団体の増加にあわせて増員を検討する。

(4) 議員定数

20人

(ウ) 各構成団体への配分

均等割と人口割の併用

均等割：構成団体に1人

人口割：人口250万未満の構成団体には1人

人口250万以上500万未満の構成団体には2人

人口500万以上750万未満の構成団体には3人

人口750万以上の構成団体には4人

府県名	人口 (H17国勢調査)	人口構成比(%)	議員数		
			均等割	人口割	計
滋賀県	1,380,361	6.6%	1	1	2
京都府	2,647,660	12.7%	1	2	3
大阪府	8,817,166	42.2%	1	4	5
兵庫県	5,590,601	26.8%	1	3	4
和歌山県	1,035,969	5.0%	1	1	2
鳥取県	607,012	2.9%	1	1	2
徳島県	809,950	3.9%	1	1	2
計	20,888,719	100.0%	7	13	20

ウ 会議の運営

具体的な運営については、概ね以下の方向で検討を行い、設立後、協議のうえで、広域連合長及び広域連合議会が決定する。

(7) 本会議（定例会）

① 回数

2回

② 開催月

8月、2月（構成団体の議会における予算審議時期等を十分に配慮）

③ 審議内容

区 分	内 容
設立当初	<input type="checkbox"/> 議長、副議長の選出 <input type="checkbox"/> 広域連合長が行った組織定数条例等の専決処分の承認 <input type="checkbox"/> 定例会条例、広域計画の策定、会議規則等の議決 <input type="checkbox"/> 監査委員の選任の同意、選挙管理委員会委員の選出 等
8月	<input type="checkbox"/> 監査、決算の認定 <input type="checkbox"/> 必要に応じて条例の改廃、特別職、議長等の選任・選出等
2月	<input type="checkbox"/> 広域連合予算 <input type="checkbox"/> 必要に応じて条例の改廃、特別職、議長等の選任・選出等

(4) 本会議（臨時会）

広域連合長が、必要があると認める場合や、広域連合議員の定数の4分の1以上の者から開催の請求があった場合等に開催する。

(ウ) 常任委員会等

設立当初の事務や議員定数等を踏まえ、その必要性を検討する。

エ 議員の任期等

構成団体の議会の議員としての任期による（構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。）。

オ 議員報酬等

	内 容
勤務形態	非常勤
報酬額	既存の広域連合の事例を参考に今後、条例により決定
支給方法	年額支給

6 広域連合協議会

(1) 趣旨

広域連合が、その運営にあたり、住民等から幅広く意見を聴取するため、広域連合協議会を設置し、広域連合の実施事業等のもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について協議を行う。

(2) 設置概要

	内 容
構 成 員	住民（地域団体・経済団体等）、学識経験者、広域連合長、構成団体の長、広域連合に参加しない関係地方公共団体の長、市長会・町村会関係者等
協議事項	<p>広域連合の重要施策のうち、住民等から幅広く意見を聴取するとともに、関係機関との協議を行うことが事務事業の円滑な推進に資すると広域連合長が認めた事項</p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域計画その他の計画、基本方針等の策定に関する事項 ・ 関西の重要施策に係る国、関係機関等への要望に関する事項 ・ 関係団体等との連携事業に関する事項 ・ 関西の広域的課題と今後のあり方に関する事項
開催回数	年1～2回
設置根拠	地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項による広域連合条例

(3) 委員の区分、任期、定数等

	内 容
区 分	会長、副会長、委員
任 期	2年（ただし、充て職による委員については、当該職の任期による。）
身 分	非常勤
報 酬	日額支給、旅費の費用弁償あり（今後、条例又は要綱により決定）
定 数	30人程度
選任方法	広域連合長が選任（会長及び副会長は委員による互選）

7 選挙管理委員会

(1) 趣旨

広域連合については、普通地方公共団体と同様の直接請求制度（広域連合の条例の制定・改廃、事務執行に関する監査、議会の解散、長及び議会の議員等の解職、規約変更要請等）が設けられているため、直接選挙の実施の有無に関わらず、選挙管理委員会を設置する。

(2) 業務

	内 容
事 務	広域連合における選挙及び直接請求に関する事務
具体的な 事 務	<ul style="list-style-type: none"> 直接請求に必要な請求権を有する者の数の告示 議会の解散、長及び議会の議員等の解職等の直接請求があったときの要旨の公表、投票の管理、投票結果の通知等

(3) 委員の区分、任期、人数等

	内 容
委員の 区 分	構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者
任 期	4年
人 数	委員4人 補充員4人（それぞれその中の2人以上が同一の政党その他の政治団体に属する者となってはならない。）
選任方法	広域連合議会において選挙
兼 職 の 禁 止	委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

(4) 報酬額等

	内 容
報 酬	日額支給、旅費の費用弁償あり（今後、条例により決定）
勤務形態	非常勤

8 監査委員

(1) 趣旨

広域連合においては、普通地方公共団体と同様の監査を求められていることから、監査委員を設置する。

(2) 業務

	内 容
事 務	広域連合の事務の執行の監査等
具体的な 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期監査（財務監査） ・ 決算についての審査 ・ 行政監査 ・ 住民監査請求による監査 ・ その他地方自治法に基づく監査 等

(3) 委員の区分、任期、人数等

	内 容
委員の 区 分	人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（代表監査委員） ----- 広域連合議員
任 期	4年（広域連合議員は、議員の任期）
人 数	2人（識見を有する者1人＋議員1人）
選任方法	広域連合議会の同意を得て広域連合長が選任
兼 職 の 禁 止	委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

(4) 報酬額等

	内 容
報 酬	日額支給、旅費の費用弁償あり（今後、条例により決定）
勤務形態	非常勤

9 公平委員会

(1) 趣旨

広域連合においては、職員の権利・利益を保護し、その身分を保障するため、公平委員会を設置しなければならないが、地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務は、他の地方公共団体の人事委員会に委託し処理させることができる。

広域連合の公平委員会の事務については、構成団体の人事委員会に委託する。

(2) 業務

	内 容
事 務	広域連合の職員の勤務に関する措置要求・不利益処分の審査等
具体的な 事 務	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査判定及び必要な措置・ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定・ 職員の苦情の処理 等

10 事務局

(1) 趣旨

簡素で効率的な組織とすることを基本とし、総務・企画及び資格試験・免許等の事務を処理する本部事務局を設置するとともに、その他の分野の執行責任を担う広域連合委員会の担当委員（府県知事）の主導のもとに迅速かつ効率的に事務事業を推進するため、分野事務局をそれぞれの担当委員府県に設置する。

(2) 概要

		本部事務局	分野事務局
処理する事務 (担当委員府県)		総務・企画 庶務、経理、予算・決算、人事、企画・総合調整、広報、広域計画、広域連合委員会、広域連合議会、広域連合協議会等 資格試験・免許等（大阪府）	広域防災（兵庫県） 広域観光・文化振興（京都府） 広域産業振興（大阪府） 広域医療（徳島県） 広域環境保全（滋賀県） 広域職員研修（和歌山県）
設置場所		大阪市北区中之島	担当委員府県
職員	体制	<ul style="list-style-type: none"> 府県職員を派遣（地方自治法第252条の17） 職員数 9人（広域連合設立時） 	<ul style="list-style-type: none"> 担当委員府県職員が兼務 兼務職員数 173人（広域連合設立時） ※本部事務局及び各分野事務局の参与を含む
	手続	広域連合長が併任発令（規則に基づき協定を締結）	
	服務	広域連合の規定を適用（詳細は規則、協定に定める）	府県の規定を適用（詳細は規則、協定に定める）
	給与	広域連合が負担（詳細は規則、協定に定める）	府県が負担（詳細は規則、協定に定める）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 各事務の円滑な実施と調整のため、各府県に参与等を設置 分野事務局については府県間の人事交流を活用 	

(3) 事務分掌

総務企画部門	<総務>	人事・給与及び組織・定数に関すること 秘書に関すること 条例、規則等の審査及び公布並びに文書事務及び公印に関すること 情報公開及び個人情報保護の総合企画及び調整に関すること 予算の編成、執行、その他財政及び経理に関すること 物品の買入れ及び売払いその他の処分に関すること 財産管理及び事務所の維持管理に係ること 広域連合議会、広域連合委員会及び広域連合協議会の事務局に関すること 会計管理者の補助に関すること 他に属さないこと
	<企画>	重要施策の企画・総合調整に関すること 広域計画の立案・総合調整に関すること 他機関との広域連携業務の総括に関すること 国等の機関への要望に関すること 広域連合議会における総合調整に関すること 広域連合委員会及び広域連合協議会における総合調整に関すること 広報及び広聴の総括に関すること 行政委員会（監査等）の事務局に関すること
事業部門	<広域防災>	「関西広域防災計画」の策定に関すること 災害発生時の相互応援体制の強化に関すること 近畿府県合同防災訓練の実施に関すること 防災分野の人材育成に関すること 救援物資の共同備蓄の検討・実施に関すること 広域での新型インフルエンザ対策の検討・実施に関すること 広域防災に関する検討・実施に関すること
	<広域観光・文化振興>	「関西観光・文化振興計画」の策定に関すること 広域観光ルートの設定に関すること 海外プロモーションの実施に関すること 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設に関すること 「通訳案内士」（全国）の登録等に関すること 関西全域を対象とする観光統計調査に関すること 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一に関すること
	<広域産業振興>	「関西産業ビジョン」の策定に関すること 産業クラスターの連携に関すること 公設試験研究機関の連携に関すること 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施に関すること 新商品調達認定制度によるベンチャー支援に関すること
	<広域医療>	「関西広域救急医療連携計画」の策定に関すること 広域的なドクターヘリの配置・運航に関すること 広域救急医療体制充実の仕組みづくりに関すること
	<広域環境保全>	「関西広域環境保全計画」の策定に関すること 温室効果ガス削減のための広域取組に関すること 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）に関すること
	<資格試験・免許等>	調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等に関すること 准看護師に係る試験実施・免許交付等に関すること
	<広域職員研修>	広域職員研修の実施に関すること

IV 財政

1 基本的考え方

広域連合の運営に要する経費は、基本的に構成団体の分賦金によるものとする。ただし、他団体との連携により実施する事業については、当該団体との協議により経費の負担方法等を別途定める。

2 予算（平成22年12月設立の場合で試算）

(1) 歳出

（単位：千円）

	22年度	23年度	24年度
総額	83,092	492,608	514,244

【内訳】

ア 総務費

	22年度	23年度	24年度
管理費	37,679	45,922	45,670
人件費	40,500	120,000	130,000
計	78,179	165,922	175,670

※ 総務・企画部門（9名）及び資格試験・免許等（23年度3名、24年度4名）の人件費を含む。

イ 事業費

	22年度	23年度	24年度
広域防災	953	13,280	12,652
広域観光・文化振興	1,060	21,607	19,622
広域産業振興	816	25,060	19,736
広域医療（特定事業費を除く）	825	6,246	4,476
広域環境保全	878	29,501	28,621
資格試験・免許等	211	17,970	32,616
広域職員研修	170	3,191	11,020
計	4,913	116,855	128,743

ウ 特定事業費（受益が特定される事業）

	22年度	23年度	24年度
広域医療（ドクターヘリ運航経費）	0	209,831	209,831

(2) 歳入

(単位：千円)

	22年度	23年度	24年度
分賦金	83,092	387,693	409,329
国庫補助金(※1)	0	104,915	104,915
事業収入等	0	0	0
計	83,092	492,608	514,244

※1：広域医療分野におけるドクターヘリ運航事業に係る国庫補助金

3 分賦金額の算定の考え方

分賦金の算定については、構成団体に同額を配分する均等部分及び各団体の受益に応じて人口、その他の客観的な指標に基づき按分する比例部分により算定する。

今後、実施事業の拡大に応じ、分賦金の算定方法を検討する。

(1) 総務費

本部事務局維持費、議会経費、行政委員会経費など、広域連合を維持するための基礎的経費であることから、全構成団体の均等負担を原則とする。

ただし、連合加入を促進するため、少数の事務のみに参加する団体の場合(3事業以下)は、均等負担の総務費の負担を軽減するものとし、通常の団体の1/2の額に減額するものとする。

なお、資格試験・免許等にかかる人件費は事業費の負担ルールによる。

(2) 事業費・特定事業費

事業費については、各事業分野の実施事務の受益に応じ、客観的な指標により算定し、特定事業費については、実施事務の受益が特定の府県に限定され、他の構成団体に及ばない事業であることから、関係府県の負担とする。

分野ごとの経費は、以下に示す受益の指標により算定する。

項	目	考	え	方
①総務費	総務・企画部門	均等割を原則とする		
	資格試験・免許等の人件費	過去3カ年の受験者数平均割		
②事業費	広域防災	人口割		
	広域観光・文化振興	人口割(50%)、宿泊施設数割(50%)		
	広域産業振興	人口割(50%)、事業所数割(50%)		
	広域医療(特定事業費を除く)	人口割		
	広域環境保全	人口割		
	資格試験・免許等	過去3カ年の受験者数平均割		
	広域職員研修	受講者数割(初年度は均等割)		
③特定事業費	ドクターヘリ運航	人口割(50%)、利用実績割(50%)		

4 分賦金額

(単位：千円)

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
22 年度	総務費	11,939	12,056	12,292	12,105	11,953	5,945	11,889	78,179
	事業費	362	689	1,967	1,300	291	93	211	4,913
	計	12,301	12,745	14,259	13,405	12,245	6,037	12,100	83,092
23 年度	総務費	22,585	26,486	34,350	28,091	23,044	10,455	20,911	165,922
	事業費	8,410	16,954	47,887	30,605	7,023	1,585	4,391	116,855
	特定 事業費		43,819		47,367		13,730		104,916
	計	30,995	87,259	82,237	106,063	30,067	25,770	25,302	387,693
24 年度	総務費	23,105	28,305	38,791	30,445	23,716	10,436	20,872	175,670
	事業費	9,755	19,568	51,324	32,605	8,810	1,404	5,277	128,743
	特定 事業費		43,819		47,367		13,730		104,916
	計	32,860	91,692	90,115	110,417	32,526	25,570	26,149	409,329

※・千円未満、四捨五入

- ・総務費：管理費及び人件費（総務企画部門及び資格試験・免許等分野）
- ・事業費：鳥取県は2分野（観光、医療）、徳島県は、6分野（防災、観光、産業、医療、環境、研修）、その他の府県は、全分野に参加として試算。
- ・広域職員研修：研修者数が確定していないため、全年度、均等で試算
- ・ドクターヘリ運航（特定事業費）：23年度から計上。京都府、兵庫県、鳥取県が負担。搬送実績が確定していないため、各府県の22年度予算で試算。

V 既存の広域連携組織との関係

1 基本的考え方

広域連合の発足に伴い、既存の広域連携組織が担っている諸事業の枠組については、各組織と十分な協議を行い、必要な範囲で維持しつつ、広域連合への集約化を図る方向で見直しを行う。

2 関西広域機構について

広域連合の設立に伴い、現行の関西広域機構が担う事務については、事業効果の検証を踏まえ、関西広域機構で実施した方が効果的・効率的なものに絞り込み、広域連合との事業連携や組織連携により、総合的な事業効果の拡大と効率化を図る。

なお、今後の関西広域機構のあり方については、官民連携のあり方の議論を踏まえ、関係機関と協議し、決定する。

広域連合について

1 広域連合制度の概要

- 広域的な行政ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限移譲の受入体制を整備するため、平成7年6月から施行されている制度
- 都道府県、市町村の事務で、広域的な対応が適当と認められるもの（持ち寄り事務）について広域計画を策定し、総合的・計画的に広域行政を推進

- ・地方公共団体の組合（特別地方公共団体として法人格を有する。）
（地方自治法284）
- ・国又は都道府県から直接権限移譲を受けることができる。
（地方自治法291の2①、②）
- ・国の行政機関の長又は都道府県に対して、その権限に属する事務の一部を広域連合へ移譲することを要請できる。
（地方自治法291の2④）
- ・広域連合の長と議員は、直接又は間接の選挙により選出される。
（地方自治法291の5）
- ・広域連合への直接請求（普通地方公共団体と同様）が認められる。
（地方自治法291の6）

2 組織のイメージ 関西広域連合の概要（4P）を参照

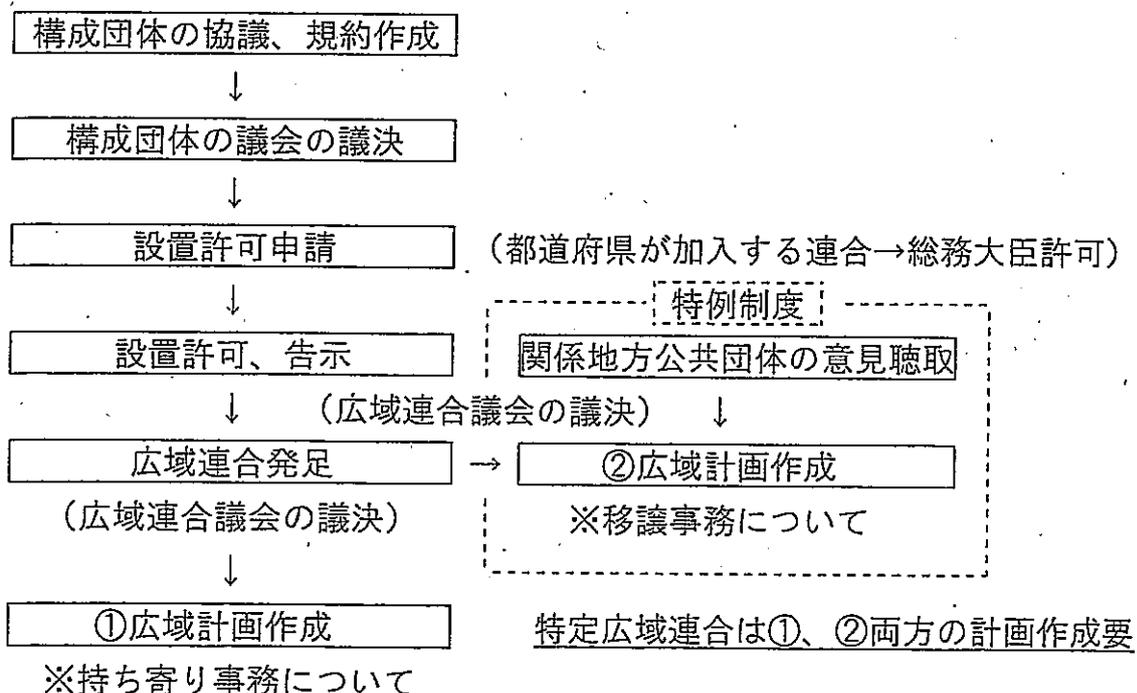
3 特定広域連合の概要 ー基本構成及び法案骨子案からー

- 政府が今通常国会に提出を予定している「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」に基づき設置される、国の出先機関のブロック単位での受皿となる広域連合
※同法で定める事項以外は、地方自治法の規定が適用される。
- 移譲を受ける出先機関の管轄区域を包括すること、内閣総理大臣から事務等移譲計画（出先機関の事務等の特定広域連合への移譲に関する計画）の認定を受けることが必要

- ・ 特定広域連合の長は独任制（構成団体との長との兼職可）とするが、重要事項を決定する際に意見を聞くため、構成団体の長による特定広域連合委員会を置くことができる。
- ・ 事務等移譲計画毎に、長を補佐し移譲事務等を監督する職を置く。
- ・ 人事委員会を置く。
- ・ 事務等移譲計画の作成に当たっては、あらかじめ関係地方公共団体（市町村等）の意見を聴かなければならない。
- ・ 関係地方公共団体（市町村等）の意見を聴いた上で、毎年度移譲事務等に関する事業計画を作成し、所管大臣の同意を得なければならない。
- ・ 包括外部監査契約の締結が必須となる。
- ・ 特別広域連合の解散及び構成団体の脱退の手続等は、別に法律で定める。
（当該法律によらなければ解散及び脱退はできない。）
- ・ 政令市の加入を促進する。

4 設立手続

- ・ 構成団体の協議により規約を定め、構成団体の議会の議決の後、都道府県の加入する広域連合については総務大臣の許可が必要
- ・ 特定広域連合については、これに加えて、内閣総理大臣から事務等移譲計画の認定を受ける必要がある。（特例制度）



5 広域連合の設置状況

○全国に115団体 (H24.4.1現在)

○都道府県が構成団体となっている広域連合は6団体

【複数の都道府県及び指定都市が構成団体となっているもの】

広域連合名	設立年月日	構成団体
関西広域連合	H22.12.1	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市、堺市 (H24.4.23現在)

【一の都道府県及び当該都道府県内の市町村が構成団体となっているもの】

広域連合名	設立年月日	構成団体
彩の国さいたま人づくり広域連合	H11.5.14	埼玉県、県内全市町村
長野県地方税滞納整理機構	H22.12.27	長野県、県内全市町村
静岡地方税滞納整理機構	H20.1.15	静岡県、県内全市町
京都地方税機構	H21.8.5	京都府、京都市を除く府内全市町村
隠岐広域連合	H11.9.1	島根県、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

(参考) 国の出先機関の概要

単位：人、百万円

機関名	職員数	予算額	組織(本庁、下部機関)
中国経済産業局	174	11,759	4部16課
中国地方整備局	1,847	399,300	8部40課室、26事務所・管理所
中国四国地方環境事務所	51	1,753	5課、9事務所

※職員数：H19.7.1現在 (地方整備局はH23.4.1現在)

予算額：H18年度決算 (地方整備局はH24年度予算)

組織：H23.4.1現在

関西広域連合の概要について

○7府県及び2指定都市で構成

構成団体：大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、
大阪市及び堺市

※近畿ブロック知事会の構成県のうち福井県、三重県及び奈良県
は不参加

※京都市及び神戸市も加入する方針

○地方自治法第284条に基づく広域連合（地方公共団体の組合）

○当面の事業は、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修の7分野

○組織の全体像

